令和8年度進学予定の大学院修士課程(前期)及び専門職学位課程 日本学生支援機構 大学院第一種奨学金貸与希望の方へ

採用時返還免除内定候補者制度概要/要項及び申請について

● 採用時返還免除内定候補者制度(以下、「内定制度」)について

1. 制度の目的

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な大学学部生等に対して、博士課程前期課程、修士課程又は 専門職学位課程(以下「修士課程等」という。)での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

2. 対象要件・対象者

令和8年度(10月進学者含む)に神戸大学大学院の修士課程等への進学を希望し、以下の①~③の**いずれも満たす者**が対象です。

- ① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること(※1) 又は住民税非課税世帯であること(※2)
- (※1)本内定制度申請時点で支援区分が第I区分~第IV区分又は多子世帯(支援区分は問わない)のいずれかの者であり、支援区分対象外の者又は資産超過により停止となっている者は対象外。
- (※2) 学生本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則として父母2名)の所得証明書等 (取得可能な最新の年度のもの)全員分の住民税所得割額が0円であり、学生本人及び生計維持者の資産の合計額が5,000万円未満であること。
- ② 特定分野 (「科学技術イノベーション創出に寄与する分野 (情報・AI、量子、マテリアル 等)」 又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」) へ進学を希望していること。
- ③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

上記①~③を満たし内定者となった場合でも、<u>入学後6か月以内</u>に第一種奨学生(授業料後払い制度を含む)として採用されなかったときは、内定の効力を失います。

3. 業績及び評価基準

大学院入試の成績や大学学部の成績等をもとにして総合的に評価します。

4. 内定取消

内定者が貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消します。また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合も内定者の身分を取り消します。

5. 第一種奨学金の申込み

本内定制度を利用するためには、大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の在学採用にて第一種奨学金の申込みをしていただく必要があります。また、本内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された者であっても、第一種奨学生に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

6. 申請方法について

スカラネットにより申請を行います。申請を希望する方は、申請書類(「申請書」、「スカラネット入力下書き用紙」、「識別番号(ユーザ I D・パスワード)」)をB棟学務部奨学支援グループ窓口まで取りに来てください。 ※申請書類配付時に説明があるため、保健学科(名谷キャンパス)では申請書類等を配付しません。

7. 申請期間

- ①スカラネット入力期間:令和7年10月15日(水)~12月19日(金)
 - →入力期限を過ぎてからの受付は一切できません。
- ②申請書提出期間:令和7年10月15日(水) \sim **12月19日(金)**
 - →申請書は期限内にB棟学務部奨学支援グループ窓口へ提出してください。

※スカラネット入力申請、申請書提出2つで申請受付完了となります。

提出物

- ① 申請書
- ② 給付奨学金の奨学生証のコピー
- ③ スカラネット入力下書き用紙のコピー
- ④ 返信用長3封筒(110円切手を貼り、自分の住所を記載すること)
- ⑤ 成績証明書(令和7年度前期時点)
 - → 1 2 月 1 9 日 (金) までに B 棟学務部奨学支援グループ窓口へ提出ください。

8. 選考スケジュール

令和8年7月上旬内定者決定予定

また、返還免除内定者も貸与終了年度に返還免除の申請を行う必要があります。

照会先 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ (鶴甲第1キャンパスB棟1階)

TEL: 078-803-5433

E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp

修士課程・専門職学位課程に進学予定で、

第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の貸与を希望する方へ

特に優れた業績による返還免除内定制度のご案内

特に優れた業績による返還免除制度とは…

大学院で第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に特に優 れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、奨学金の全額または半額を返還免除 する制度です。なお、教員になった人を対象に、一定の要件を満たす場合に、奨学金の全額が免除さ れます。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざ ましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ 向上を目的としています。

奨学金の貸与終了時に、修了予定の大学院へ申請し、大学から本機構へ推薦される必要があります。 ※医学系研究科に進学予定の場合、神戸大学学生支援課への申請になります。

返還免除内定制度とは…

貸与終了時に認定する特に優れた業績による返還免除を、修士課程・専門職学位課程に進学する前に 内定する制度です。進学を予定している大学院を通じて、修士課程等へ進学する前年度に申請します。 なお、本制度の対象とならない大学もあるため、大学に申請可能であるか確認してください。

(参考) 2025年度進学者の内定者

修士課程:147大学1,081人 専門職学位課程:22大学40人

対象要件

以下の全てを満たす必要があります。

- ① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること 又は 非課税世帯であること
- ② 科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等) 又は 大学の強み や地域の強み等を生かした分野への進学を希望していること
- ③ 将来上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて 活動することができると認められること

選考方法

上記の「対象要件」を満たしていることを大学院において確認したうえで、大学院入試の成績やこれ に代わる大学学部の成績等をもとに、文部科学省令で定める各業績について十分な成果を挙げる見込 みがある者として、総合的に評価し選考されます。

中間評価

内定者となった場合は 年に1回中間評価があり 内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認 します(学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります)。

第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の申込みは 別途手続きが必要です 内定制度の申請をしただけでは 第一種奨学金(授業料後払い制度を含む) は受けられません

詳しい情報はこちら

日本学生支援機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html



◆◆◆詳細は 進学予定の大学院にお問い合わせください◆◆